

令和7年度船橋市こどもの権利アドバイザー事業実施要綱

(目的)

第1条 令和8年7月開設予定である、船橋市児童相談所及び一時保護所（以下、「児童相談所」という。）におけるこどもの権利に関わる取り組みの検討について、こどもの権利の専門家の視点から助言を行うこどもの権利アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務内容)

第2条 アドバイザーは、児童相談所におけるこどもの権利擁護に関し、次に掲げる事項について助言等を行う。

- (1) 意見表明等支援事業
- (2) 意見聴取等措置
- (3) その他の必要な事項

(推薦及び依頼)

第3条 アドバイザーは、次に掲げるいずれかの者であって、市長が適当と認めるものに対し、依頼する。

- (1) 千葉県弁護士会が推薦した弁護士
- (2) こどもの権利業務等に精通する者

2 前項第1号の推薦については、こどもの権利アドバイザー推薦書（第1号様式）により行うものとする。

(人数及び任期)

第4条 アドバイザーの人数は2名以内とし、任期は令和8年3月31日までとする。
ただし、適切な業務遂行に支障をきたす場合は、アドバイザーを追加することができる。

(アドバイザーの変更)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザーの変更をすることができる。

- (1) アドバイザーから申出があったとき。
- (2) 千葉県弁護士会から申出があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報告)

第7条 アドバイザーは、第2条に掲げる職務を行った場合は、こどもの権利アドバイザー実績報告書(第2号様式)により、市長に報告するものとする。

(頻度)

第8条 アドバイザーが行う業務の頻度は年度12回、1回2時間までとする。

(謝金)

第9条 市長は、第7条に定める報告書に基づき、アドバイザーに対し、1時間当たり10,000円の謝金を支払うものとする。

(補則)

第10条 本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。